

伊勢崎市賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃貸借及び農地法第3条許可により設定された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

令和7年1月

伊勢崎市農業委員会

【田の部】

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
伊勢崎地区	5,500 円	7,000 円	1,300 円	175
赤堀地区	5,400 円	10,000 円	4,000 円	36
あずま地区	7,600 円	15,000 円	3,000 円	28
境地区	4,900 円	6,000 円	1,000 円	67

- ① 農地法改正（平成21年12月15日施行）にともない標準小作料制度が廃止となった為、貸し手と借り手が賃貸借契約を結ぶ際、賃借料の目安となる価格として情報提供するものです。
- ② 上記の情報は賃貸情報ですので無償契約である使用貸借については件数に含まれていません。

* データ数は、集計に用いた筆数である。

伊勢崎市賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃貸借及び農地法第3条許可により設定された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

令和7年1月

伊勢崎市農業委員会

【畑の部】

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
伊勢崎地区	4,300 円	7,000 円	600 円	54
赤堀地区	6,800 円	10,000 円	1,000 円	24
あずま地区	4,900 円	10,000 円	1,000 円	54
境地区	4,500 円	10,000 円	1,000 円	89

- ① 農地法改正（平成21年12月15日施行）にともない標準小作料制度が廃止となった為、貸し手と借り手が賃貸借契約を結ぶ際、賃借料の目安となる価格として情報提供するものです。
- ② 上記の情報は賃貸情報ですので無償契約である使用貸借については件数に含まれていません。

* データ数は、集計に用いた筆数である。